

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

(法人課税信託の受託者等に関する通則)

第六条 省 略

2 省 略

3 前二項に定めるもののほか、法人税法第四条の七に規定する受託法人又は同法第二章第二十九号の二に規定する法人課税信託の受益者についての法第二章(第九条、第十三条、第十七条、第四十一条及び第四十一条の二を除く。)又はこの章の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。

(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例に係る納税の申請手続等)

第三十条 法第三十六条第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第三十六条第一項に規定する租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項の規定の適用に係る更正決定(同法第六十六条の四第二十七項第一号又は第六十八条の八十八第二十八項第一号に掲げる更正決定をいう。以下この号において同じ。)により納付すべき法人税の額(次号において「更正決定に係る法人税の額」という。)から、当該更正決定のうち法第三十六条第一項に規定する法人税の額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に納付すべきものとされる法人税の額(同号において「猶予対象以外の法人税の額」という。)を控除した金額

二 省 略

三 法第三十六条第一項に規定する租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項の規定の適用に係る更正決定(同法第六十六条の四第二十七項第三号又は第六十八条の八十八第二十八項第三号に掲げる更正決定をいう。以下この号において同じ。)により納付すべき地方法人税の額(次号において「更正決定に係る地方法人税の額」と

改 正 前

(法人課税信託の受託者等に関する通則)

第六条 同 上

2 同 上

3 前二項に定めるもののほか、法人税法第四条の七に規定する受託法人又は同法第二章第二十九号の二に規定する法人課税信託の受益者についての法第二章(第九条、第十三条、第十七条及び第四十一条を除く。)又はこの章の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。

(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例に係る納税の申請手続等)

第三十条 同 上

一 法第三十六条第一項に規定する租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項の規定の適用に係る更正決定(同法第六十六条の四第二十一項第一号又は第六十八条の八十八第二十二項第一号に掲げる更正決定をいう。以下この号において同じ。)により納付すべき法人税の額(次号において「更正決定に係る法人税の額」という。)から、当該更正決定のうち法第三十六条第一項に規定する法人税の額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に納付すべきものとされる法人税の額(同号において「猶予対象以外の法人税の額」という。)を控除した金額

二 同 上

三 法第三十六条第一項に規定する租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項の規定の適用に係る更正決定(同法第六十六条の四第二十一項第三号又は第六十八条の八十八第二十二項第三号に掲げる更正決定をいう。以下この号において同じ。)により納付すべき地方法人税の額(次号において「更正決定に係る地方法人税の額」と

いう。)から、当該更正決定のうち法第三十六条第一項に規定する地方
 法人税の額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に納付すべき
 ものとされる地方法人税の額(同号において「猶予対象以外の地方法人
 税の額」という。)を控除した金額

四 省略

2 省略

3 租税特別措置法施行令第三十九条の十二の二第三項及び第四項の規定は
 、法第三十六条第二項において準用する租税特別措置法第六十六条の四の
 二第二項から第八項までの規定を適用する場合について準用する。この場
 合において、次の表の上欄に掲げる同令第三十九条の十二の二の規定中同
 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える
 ものとする。

省略	省略	省略
第四項	法第六十六条の四の 二第一項の	外国居住者等の所得に対する相互 主義による所得税等の非課税等に 関する法律第三十六条第一項の
省略	省略	省略

(外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の
 適用がある場合の延滞税の免除等)

第三十一条 第二十九条の規定は法第三十七条第一項において準用する法第
 三十五条の規定を適用する場合について、前条第一項及び第二項の規定は
 法第三十七条第一項において準用する法第三十六条第一項の規定を適用す
 る場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に
 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字
 句に読み替えるものとする。

省略	省略	省略
----	----	----

いう。)から、当該更正決定のうち法第三十六条第一項に規定する地方
 法人税の額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に納付すべき
 ものとされる地方法人税の額(同号において「猶予対象以外の地方法人
 税の額」という。)を控除した金額

四 同上

2 同上

3 同上

同上	同上	同上
同上	法第六十六条の二 第一項の	同上
同上	同上	同上

(外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の
 適用がある場合の延滞税の免除等)

第三十一条 同上

同上	同上	同上
----	----	----

2 省略

省略	前条第一項 第一号	省略	省略	省略	第六十六条の四第二 十七項第一号又は	省略	第四十条の三の三第二十二項第一 号若しくは同法第六十六条の四の 三第十四項において準用する同法 第六十六条の四第二十七項第一号 又は同法第四十一条の十九の五第 十三項において準用する同法第四 十条の三の三第二十二項第一号、 同法第六十七条の十八第十三項に おいて準用する同法第六十六条の 四第二十七項第一号若しくは同法 第六十八条の百七の二第十三項に おいて準用する同法	省略
省略	前条第一項 第三号	省略	省略	省略	第六十六条の四第二 十七項第三号又は	省略	第六十六条の四の三第十四項にお いて準用する同法第六十六条の四 第二十七項第三号又は同法第六十 七条の十八第十三項において準用 する同法第六十六条の四第二十七 項第三号若しくは同法第六十八条 の百七の二第十三項において準用 する同法	省略

2 同上

同上	同上	同上	同上	同上	第六十六条の四第二 十一項第一号又は	同上	第四十条の三の三第十六項第一号 若しくは同法第六十六条の四の三 第十四項において準用する同法第 六十六条の四第二十一項第一号又 は同法第四十一条の十九の五第十 三項において準用する同法第四十 条の三の三第十六項第一号、同法 第六十七条の十八第十三項におい て準用する同法第六十六条の四第 二十一項第一号若しくは同法第六 十八条の百七の二第十三項におい て準用する同法	同上
同上	同上	同上	同上	同上	第六十六条の四第二 十一項第三号又は	同上	第六十六条の四の三第十四項にお いて準用する同法第六十六条の四 第二十一項第三号又は同法第六十 七条の十八第十三項において準用 する同法第六十六条の四第二十一 項第三号若しくは同法第六十八条 の百七の二第十三項において準用 する同法	同上

(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請手続等)

第三十二条 省 略

256 省 略

7 法第三十八条第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第三十八条第五項に規定する租税特別措置法第六十六条の四第一項若しくは第六十八条の八十八第一項の規定の適用、同法第六十六条の四の三第一項の規定の適用若しくは同法第六十七条の十八第一項若しくは第六十八条の百七の二第二項の規定の適用に係る同法第六十六条の四第二十七項第一号(同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。)若しくは第六十八条の八十八第二十八項第一号(同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得若しくは連結所得(法第十四条第一項に規定する連結所得をいう。以下この号において同じ。)に係る個別所得金額(法第三十八条第一項に規定する個別所得金額をい、同条第五項に規定する申請をした連結法人(法第三十六条第一項に規定する連結法人をいう。)に係るものに限る。以下この号において同じ。)に基づいて地方税法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割(法第三十八条第一項に規定する所得割をいう。以下この項において同じ。)の額若しくは付加価値割(法第三十八条第一項に規定する付加価値割をいう。以下この項において同じ。)の額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得若しくは連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が地方税法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額(次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額」という。)から、当該更正決定のうち法第三十八条第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割の額又は付加価値割の額(次号において「猶予対象以外の所得割の

(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請手続等)

第三十二条 同 上

256 同 上

7 同 上

一 法第三十八条第五項に規定する租税特別措置法第六十六条の四第一項若しくは第六十八条の八十八第一項の規定の適用、同法第六十六条の四の三第一項の規定の適用若しくは同法第六十七条の十八第一項若しくは第六十八条の百七の二第二項の規定の適用に係る同法第六十六条の四第二十一項第一号(同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。)若しくは第六十八条の八十八第二十二項第一号(同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得若しくは連結所得(法第十四条第一項に規定する連結所得をいう。以下この号において同じ。)に係る個別所得金額(法第三十八条第一項に規定する個別所得金額をい、同条第五項に規定する申請をした連結法人(法第三十六条第一項に規定する連結法人をいう。)に係るものに限る。以下この号において同じ。)に基づいて地方税法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割(法第三十八条第一項に規定する所得割をいう。以下この項において同じ。)の額若しくは付加価値割(法第三十八条第一項に規定する付加価値割をいう。以下この項において同じ。)の額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得若しくは連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が地方税法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額(次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額」という。)から、当該更正決定のうち法第三十八条第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割の額又は付加価値割の額(次号において「猶予対象以外の所得割の

額又は付加価値割の額」という。)を控除した金額

二 省略

8 5 10 省略

(報告金融機関等による報告事項の提供)

- 第三十三条の二 報告対象契約(法第四十一条の二第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この項において同じ。)が終了した場合には、当該報告対象契約については、同条第一項中「その年の十二月三十一日において」とあるのは「その年中に」と、「が報告対象契約を締結している」とあるのは「の締結していた報告対象契約が終了した」と、「に係る資産の価額、当該」とあるのは「の終了の事実、当該報告対象契約に係る」として、同項の規定を適用する。
- 2 | 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第四十一条の二第七項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 | この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 | 第三十条第一項の改正規定、第三十一条第一項の表前条第一項第一号の項の改正規定(「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める部分に限る。)、同表前条第一項第三号の項の改正規定及び第三十二条第七項第一号の改正規定 平成三十一年四月一日
- 二 | 第三十一条第一項の表前条第一項第一号の項の改正規定(「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める部分を除く。) 平成三十三年一月一日

(財務省組織令の一部改正)

- 2 | 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

額又は付加価値割の額」という。)を控除した金額

二 同上

8 5 10 同上

(課税部の所掌事務)

第九十条 課税部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 省 略

二 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査(調査査察部の所掌に属するものを除く。)及び文書の送達並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

三 九 省 略

(徴収部の所掌事務)

第九十一条 徴収部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 省 略

三 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収(調査査察部の所掌に属するものを除く。)及び外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

四 十 省 略

(課税部の所掌事務)

第九十条 同 上

一 同 上

二 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達に関すること(調査査察部の所掌に属するものを除く。)

三 九 同 上

(徴収部の所掌事務)

第九十一条 同 上

一・二 同 上

三 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する報告事項の管理及び外国の租税の徴収(調査査察部の所掌に属するものを除く。)に関すること。

四 十 同 上